

■提案に対する国の判断結果

分類	内 容	第24次提案分(H25秋)		第25次提案分(H26春)		計	
		長野県	全国	長野県	全国	長野県	全国
A	構造改革特区として対応	1	2			1	2
B	全国的に対応	2	3			2	3
C	構造改革特区として対応不可	4	74	5	45	9	119
D	現行規定により対応可能	3	23	2	20	5	43
E	事実誤認		8	1	5	1	13
F	提案の実現に向けて対応を検討	2	5	1	2	3	7
	計	12	115	9	72	21	187

(注)1. 全国の件数には長野県分を含む。 2. 1つの案件に複数の回答が割り当てられている場合があるため合計は一致しない。

■第24次提案(H25.11.14提出 12件)

No.	提案事項	提案部局 (課室)	所管省庁	国の最終判断
1	自家用有償旅客輸送(過疎地有償運送)の実施主体要件の緩和	企画振興部 (交通政策課)	国土交通省	F:提案実現に向け対応検討
2	医療機器製造販売業における品質保証責任者の資格要件の緩和	健康福祉部 (薬事管理課)	厚生労働省	C:特区として対応不可
3	特定外来生物(植物)の保管・運搬規制の適用除外	環境部 (自然保護課)	環境省	B:全国展開 (一部D:現行対応可)
4	海外技術導入についての安全保障貿易管理制度の手続き簡略化と迅速化	産業労働部 (ものづくり振興課)	経済産業省	—:(調整)
5	研究目的排水の廃棄物処理法に係る業の許可が不要となる条件の明文化	産業労働部 (ものづくり振興課)	環境省	D:現行規定で対応可能
6	研究目的化学物質の化審法手続きの簡略化と審査迅速化	産業労働部 (ものづくり振興課)	厚生労働省他	—:(調整)
7	火薬類を用いて製造される製品(火工品)の無許可製造に係る適用範囲の拡大	産業労働部 (ものづくり振興課)	経済産業省	C:特区として対応不可
8	職業能力開発短期大学校からの大学への編入学	産業労働部 (人材育成課)	文部科学省	F:提案実現に向け対応検討
9	通訳案内士以外の有償ガイドに係る規制の緩和	観光部 (山岳高原観光課)	国土交通省	A:特区の規制特例措置に追加
10(1)	狩猟の要件緩和(狩猟期間の延長)	林務部 (鳥獣対策・ジビエ振興室)	環境省	C:特区として対応不可
10(2)	狩猟の要件緩和(狩猟免許取得年齢の引き下げ)			B-2:全国的に対応(H26年度)
11	県管理ダムにおいて新規に小水力発電を行う場合の要件の緩和	建設部 (河川課)	国土交通省	D:現行規定で対応可能
12	都市公園における占用物件の拡充	建設部 (都市・まちづくり課)	国土交通省	C:特区として対応不可

■第25次提案(H26.4.11提出 9件)

No.	提案事項	提案部局 (課室)	所管省庁	国の最終判断
1	食品衛生管理者の資格要件の緩和	健康福祉部 (食品・生活衛生課)	厚生労働省	C:特区として対応不可
2	系統容量、連系費用及び設備認定状況の開示・公表	環境部 (環境エネルギー課)	経済産業省	E:事実誤認
3	クラウドファンディングの規制緩和	産業労働部 (産業立地・経営支援課)	金融庁	D:現行規定で対応可能
4	雇用調整助成金申請時の書類の簡素化	産業労働部 (労働雇用課)	厚生労働省	C:特区として対応不可
5	有料職業紹介事業免許の取得に関する資産要件の緩和	産業労働部 (労働雇用課)	厚生労働省	C:特区として対応不可
6	宿泊業者が旅行業者代理業を営むことができる旅行業法の特例	観光部 (山岳高原観光課)	国土交通省	C:特区として対応不可
7	農地における営農型太陽光発電設備等の設置に伴う農地法の規制緩和	農政部 (農業政策課)	農林水産省	C:特区として対応不可
8	木材資源の利用促進のための生産森林組合の施業の委託要件の緩和	林務部 (信州の木活用課)	農林水産省	F:提案実現に向け対応検討
9	地方自治法施行令で定める一般競争入札に際しての要件の拡大	建設部 (技術管理室)	総務省	D:現行規定で対応可能

■第26次提案(H26.11.14提出 1件)

No.	提案事項	提案部局 (課室)	所管省庁	国の最終判断
1	地方自治法施行令で定める普通地方公共団体の随意契約要件の緩和	産業労働部 (産業立地・経営支援課)	総務省	審査中

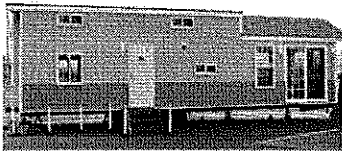
## 普通地方公共団体の随意契約要件の緩和

長野県産業労働部 産業立地・経営支援課

### 1 現状・問題点

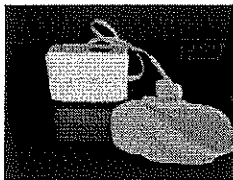
- 現行の地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定では、普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品の買入れ時のみ随意契約によることを認めている。
- しかし、新商品の中には、災害対応などで期間を限定して使用するトレーラーハウスや短い期間でモデルチェンジが行われるパソコン等の情報機器など、永続的に所有する商取引を行わない形態も生じている。

#### (製品例 1)



←H24 年度信州ベンチャー企業優先発注事業認定新商品  
「モバイルホーム」(トレーラーハウス)  
〔生産・販売〕 ㈱カンバーランドジャパン (長野市)  
〔特長〕 災害対応やイベント等で使用できる。

#### (製品例 2)



←H25 年度信州ベンチャー企業優先発注事業認定新商品  
「ヘッドクーラー COCOMIN」(循環式水枕)  
〔生産・販売〕 ㈱ライト光機製作所 (諏訪市)  
〔特長〕 病院等の施設で使用できる。

- 上記 2 製品について、現状は、売買時のみ随意契約が可能。賃借契約となると、一般競争入札が必要となり、長野県産の製品が使用できるとは限らなくなる。

### 2 今回の提案内容

- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定について、物品の買入れ時のみならず、賃借契約時にも随意契約を行うことを可能とする。

### 3 提案が実現した姿 (イメージ)

- 商習慣として売買契約よりも賃借契約の方が一般的な物品 (例: トレーラーハウス、パソコン等の情報通信機器など) を開発した事業者との契約が促進され、事業者に対する支援の充実につながる。
- 地方公共団体が新商品を使用することで、新商品の信用力が高まる。
- 県産品の PR につながる。